

Tilleke
& Gibbins

東南アジア大陸部 への投資



目次

| | 頁 |
|-------|----|
| カンボジア | 1 |
| ラオス | 4 |
| ミャンマー | 8 |
| タイ | 9 |
| ベトナム | 11 |

東南アジア大陸部への投資

カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムは、急速な経済成長、比較的安価な事業運営コスト、魅力的な投資インセンティブなど、投資家にとってこの地域で事業を行う魅力的な理由を数多く提供する有望な地域です。これらの国々への市場参入プロセスにはいくつかの共通した手順がありますが、それぞれの地域には独自の要件と懸念事項があります。このガイドは、これらの国々で事業を開始しようとしている投資家のために、基本的なプロセス、将来性、そして法的考慮事項を説明します。

カンボジア

Jay Cohen, Nitikar Nith



カンボジアは、外国投資家と国内投資家とが法律で区別されていないという点で、この地域では特異な存在です。ライセンス、許認可、その他の手続に関する要件は、国内企業と外国企業で共通です。カンボジアでは、商務省がカンボジアにおける会社登記の規制を広く担っており、カンボジア開発評議会（CDC: Council for the Development of Cambodia）は、適格な投資プロジェクトに投資優遇措置を付与する権限を有しています。

事業構造

カンボジア・マーケットで事業を開始することを決定した投資家にとって、事業形態の選択は最初の選択肢の一つです。最も一般的な事業形態は有限責任会社（LLC: limited liability company）で、非公開または公開の形態があります。

非公開有限会社は、株主を最大 30 名まで有することができます。株主が 1 名のみの場合、会社は一人株主非公開有限会社として登記されます（ただし、新しい株主が追加された場合には、この登記は変更できます）。非公開有限会社は、株式その他の証券を一般大衆に販売することはできず、株主、株主の家族、および会社の経営陣にのみ販売することができます。株式の譲渡に関する制限は認められています。

一方、公開有限会社は、一般大衆向けに証券を発行する権限を持つ有限責任会社です。銀行や保険などの特定の業界では、公開有限会社のみが事業を行うことができます。

オフショア会社は、カンボジアに支社を開設することを選択できます。支社とは、オフショア会社に代わって商業活動や収益を生み出す活動を行うために設立される事務所です。有限責任会社ではなく支社として運営することの主な欠点は、支社は親会社の代理人として運営されるため、親会社がカンボジア支社の損失や負債に対して無制限の責任を負うことです。支社は、親会社のために様々な調査・販促活動を行うだけでなく、定期的に商品やサービスの売買、製造、加工、建設、その他の収益を生み出す活動にも従事することができます。

一方、オフショア会社はカンボジアに駐在員事務所を開設することもできます。駐在員事務所は親会社のために調査や販促活動を行うことはできますが、独自の収益を生み出すことは認められていません。

外国企業に対する規制

法律上、国内企業と外国企業は同等に扱われていますが、土地を所有できるのはカンボジア国民およびカンボジア国籍を有する企業のみです。カンボジア国籍の企業とみなされるためには、カンボジアで設立され、かつ株式の少なくとも 51%をカンボジア国民またはカンボジア国籍を有する他の企業が保有している必要があります。企業の株式保有状況が変更された場合、企業の国籍が再分類される可能性があり、土地所有の資格に影響する可能性があります。しかしながら、カンボジア信託法の制定以降、外国投資家は信託規制当局に登録された適格受託者を通じてカンボジアの土地を所有・管理できるようになりました。

利益送金やその他の資金移動に関しては、カンボジアでは通貨規制がなく、認可された銀行を経由する限り、企業や個人はカンボジアから自由に送金できます。10,000 米ドル以上の現金をカンボジアに持ち込む、またはカンボジアから持ち出す場合は、税関でその金額を申告する必要があります。

労働と雇用

繊維・衣料・履物の分野の最低賃金は、2025 年には月額 208 米ドルに設定されました。現在、他の分野には最低賃金の規定はありませんが、衣料分野の最低賃金は影響力があり、他の分野は衣料分野の最低賃金を参考にしています。政府がこの最低賃金を他の分野にも拡大適用する可能性もあります。

雇用主は、従業員に対して、または従業員に代わって、その他の支払いについても責任を負います。雇用主は、各従業員の給与の一定割合に相当する金額（現在、従業員 1 人あたり 40,800 カンボジア・リエルまたは 10 米ドルが上限）を毎月国家社会保障基金（National Social Security Fund）に追加拠出する必要があります。さらに、強制的年金支払いにより、現在、従業員給与の 4%（雇用主と従業員がそれぞれ 2%）に相当する追加費用が発生し、その上限は 1,200,000 カンボジア・リエル（300 米ドル）です。最後に、カンボジアは最近、勤続年数手当の概念を導入しました。これは、期間の定めのない契約による従業員の解雇に対してこれまで義務付けられていた補償金に代わるものです。勤続年数手当の計算には特定の計算式がありますが、一般的には従業員 1 人あたり年間 15 日分の追加賃金となります。

外国人従業員の雇用を希望する企業は、毎年外国人就労枠を申請し、外国人従業員の外国人就労許可を毎年取得または更新する必要があります。現行の法定枠は、現地従業員 10 人につき外国人従業員 1 人ですが、企業が正当な理由を示した場合、通常、外国人従業員の追加雇用が認められます。当該枠の申請、就労許可証および雇用カードの申請は、オンラインポータルサイト www.fwcms.mlvt.gov.kh で行う必要があります。

すべての事業主と従業員（カンボジア人および外国人）は、労働省（MOL: Ministry of Labour）または労働局（DOL: Department of Labour）に登録する必要があります。また、雇用手帳（カンボジア人従業員の場合）または労働許可証（外国人従業員の場合）が必要です。

カンボジア人従業員の場合、雇用手帳は労働・職業訓練省（MLVT）（労働省（企業が州に所在する場合は労働省）で請求できます。雇用手帳は雇用主が保管し、雇用最終日に従業員に返却する必要があります。

雇用手帳 1 冊にかかる総費用は、従業員 1 人あたり 10,000 カンボジア・リエルです。

就労許可を申請する外国人は、有効期限が少なくとも 6 ヶ月残っている eVISA を所持している必要があります。eVISA は最初に 30 日間有効で、延長可能です。外国人は就労許可を毎年更新する必要がありますが、カンボジア人に発行される雇用手帳は雇用期間中有効であり、更新の必要はありません。

外国人従業員のビザおよび労働許可証取得にかかる総費用は、ビザの期間に応じて従業員 1 人あたり 680,000 ~ 940,000 カンボジア・リエル (170 ~ 235 米ドル) となります。

カンボジアへの投資優遇措置

投資インセンティブは、適格中小企業 (SME) または適格投資プロジェクト (QIP) の形態を問わず、国内外の投資家に提供されます。

SMEs

2018 年 10 月 2 日付中小企業向け税制優遇措置に関する政令第 124 号では、「中小企業」とは、年間売上高が 2 億 5,000 万~7 億カンボジア・リエル (6 万 1,000~17 万 1,000 米ドル) または従業員数が 10~50 人の企業を指します。一方、「中規模企業」とは、年間売上高が 7 億~40 億カンボジア・リエル (171,000~979,000 米ドル) または従業員数が 51~100 人の企業を指します。企業が中小企業の基準値と中規模企業の基準値の間に該当する場合は、より規模の大きい方の分類が適用されます。

政令第 124 号では、農産物または農産業、食品生産および加工、廃棄物処理および観光に使用される製品の製造、他の製造業者に供給される部品および機器の製造、革新的な情報管理サービスの提供を含む情報技術の研究開発、および中小企業クラスターゾーンに所在する企業とこれらのゾーンを開発する企業の 6 つの分野が中小企業の優先分野として分類されています。

上記の優先分野の中小企業は、以下の優遇措置を受けることができます。

- 3 年から 5 年の所得税免除
- 収益税およびミニマム税の前払いの免除
- IT ベースの会計ソフトウェア、従業員の技術研修、生産性を向上させる設備や新技術への支出に対する控除額の増額

適格投資プロジェクト

投資法に基づき、カンボジア開発評議会から適格投資プロジェクト (QIP: Qualified Investment Project) を付与された企業は、輸入関税の免除と、(1) (投資規模による) 最大 9 年間の免税期間、または(2) 加速償却、のいずれかを受ける権利を有する。

適格投資プロジェクトは、収益税の免除を選択した場合でも、プロジェクトカテゴリーに応じて最長 9 年間の免税期間が適用されます。カテゴリー 1 のプロジェクトは 9 年間、カテゴリー 2 のプロジェクトは 6 年間、カテゴリー 3 のプロジェクトは 3 年間の免税期間が適用されます。免税期間は、トリガーペリオド、3 年間の期間、そして優先期間で構成されます。カンボジアのほとん

どの企業は、毎月の総収入に対して 1%の税金が課せられますが、適格投資プロジェクトは免税期間中、この税金が免除されます。

ただし、これらの免税措置は適格投資プロジェクト自体から生じる収益と利益にのみ適用され、適格投資プロジェクト以外の活動から生じる所得には適用されません。また、この免税措置は、源泉徴収税、給与所得税、付加価値税、その他カンボジア法で定められた税金には適用されません。

適格投資プロジェクト が利益税免除の代わりに特別減価償却を選択した場合、適格投資プロジェクトの生産または加工に使用される新品または中古の有形資産の価値の 40% の特別減価償却控除を受ける権利があります。

さらに、適格投資プロジェクト には以下のインセンティブが与えられます。

- 輸出用製品の製造に使用される生産設備、建設資材、および生産投入物の無税輸入
- カンボジア法で特に規定されている活動を除き、輸出税の免除
- 外国人従業員の雇用における優遇措置：管理職、技術者、熟練労働者として働くために必要な数の外国人を雇用できる。ただし、各外国人従業員は、その資格と専門知識が職務に必要であることを証明する文書を提出する必要がある。
- 通常の最長 50 年ではなく、無期限の土地リース契約の締結
- カンボジア政府との契約に外国仲裁条項を含めることの許可

適格投資プロジェクト の権利、特権、資格は、カンボジア開発評議会または省市投資小委員会の承認を条件として、適格投資プロジェクト を買収または合併した人物に移転または譲渡することができます。

ラオス

Prisna Sungwanna, Naiyane Xaechao

内陸国でありながら中央に位置するラオスは、鉱業、水力発電、物流、農業など、様々な産業において既に外国直接投資 (FDI: foreign direct investment) を誘致しており、更なる外国投資のクロスロードとなる大きな可能性を秘めています。また、国内法の制定や国際機関・条約への加盟など、投資促進のための法的措置も講じています。ラオスは 2013 年 2 月に世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) に加盟し、2019 年 3 月には国際物品売買契約に関する国連条約 (UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods) (ウィーン条約) の 90 番目の加盟国となりました。

一般的に、事業登録の発行を主に担当するのは商工省 (Ministry of Industry and Commerce) です。登録後、事業の種類に応じて、財務省 (Ministry of Finance) (計画投資省 (MPI: Ministry of Planning and Investment) は財務省に統合され、以前は計画投資省の管轄下にあったほとんどの部署は財務省に移管されました) 、公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport) などの関係省庁が必要な事業ライセンスを発行します。東南アジア地域の他の国々と同様に、特定の事業活動は規制されており、他の政府機関の承認が必要となる場合や、外国投資家が利用できる株式保有比率を制限する外国投資規制の対象となる場合があります。

事業構造

ラオスには、主に 4 つの事業組織形態があります。 (i) 国営企業、(ii) 混合企業、(iii) 民間企業、(iv) 協同組合企業です。国営企業と混合企業は、会社形態でのみ設立・運営が可能です。一方、民間企業は、(1) 個人企業、(2) パートナーシップ、(3) 会社の 3 つの異なる形態で設立可能です。これらのうち、会社はラオスで最も一般的な事業形態であり、有限会社、単独有限会社、公開会社に分類されます。

ラオスでは、株式会社と単独有限会社が事業形態として好まれており、特に外国人投資家に好まれています。外国人投資家は株式会社を好んでいます。株式会社は少なくとも 2 名の株主と 1 名の取締役を必要とします。株主の責任は、会社に持ち込んだ資本金に限定されます。もう一つの種類は単独有限会社です。これらの会社は有限会社と同じ規則に従いますが、株主構造は 1 名の株主のみで構成されます。

外国企業に対する規制

ラオスでは、既存の法律や規則に明確に規定されていないものの、実際には外国投資家が個人企業として登録することは認められていません。登録または設立できるのは、パートナーシップおよび会社のみです。

一部の事業は外国投資家による完全所有が認められていないため、外国投資家は現地パートナーを探す必要があります。許可される株式保有比率は事業内容によって異なります。例えば、運輸・物流事業では、通常、外国投資家による株式保有比率は 49% に制限されています。同様に、卸売、小売、流通事業は 100% 外国資本の法人でも事業展開が可能ですが、外国投資家の最低投資基準額（200 億ラオス・キップまたは 92 万米ドル）を満たしているかどうかによって判断されます。基準額を下回る場合、ラオス国民とのパートナーシップが義務付けられます。こうした制限や条件は網羅的であるため、外国企業はラオスへの投資を行う前に現地の弁護士に相談することをお勧めします。

外国投資家にもコンセッション（Concession）が認められています。コンセッション事業とは、政府から供与された土地で開発される事業を指します。地方自治体との覚書およびコンセッション契約の交渉により、共通ルールの例外が認められる場合があり、ケースバイケースで認められます。一部の事業は法律によりラオス国民のみに認められており、これらは通常、少額の投資資本しか必要としない事業（美容院など）です。

ラオスでは、外国人または外国法人による土地所有は認められておらず、土地は外国人投資家にのみ賃貸され、その使用が認められています。土地は、ラオス当局と締結したコンセッション契約に基づき、政府からは最長 50 年、ラオス国民からは最長 30 年間賃貸され、更新可能です。

ラオスへの資本輸入は、輸入後、ラオス人民民主共和国中央銀行（BOL: Bank of the Lao）の認証を受けなければなりません。海外の事業体から融資を受ける場合、資金の国内持ち込み前にラオス人民銀行の事前承認が必要ですが、融資資金の輸入後は、更なる認証は不要です。また、国内企業による海外銀行口座の開設には、ラオス人民民主共和国中央銀行の事前承認が必要であり、関連法令に定められた基準に準拠している必要があります。

輸入/輸出要件

輸出入登録証明書 (Import/Export Registration Certificate)

2023年5月、商工省（MOIC）は輸出入業者に対する登録要件を導入しました。電力、鉱業製品、農産物、建設資材、消費財を扱う事業者、および海外にサービスを輸出するサービス提供者を含む、輸出入に従事する事業者は、輸出入業務を行う前に、事業活動および関連商品を商工省に登録し、輸出入登録証明書を取得する必要があります。この証明書は登録の公式な承認となり、現行の規制枠組みを遵守するために不可欠です。本目的は、国境を越えた貿易を監視し、国内への物品の流入と流出に関するデータを収集するための一元的なシステムを構築することです。

輸出入登録通知証明書 (Import/Export Registration Notification Certificate)

商工省（MOIC）による輸出入登録に関する規則の公布を受け、ラオス人民民主共和国中央銀行（BOL）は2023年7月、輸出入活動を行う事業者に対する追加要件を定めました。この決定に基づき、事業者は商工省から輸出入登録証明書を取得した後、ラオス人民民主共和国中央銀行（BOL）に輸出入登録通知証明書を申請する必要があります。

輸出入登録通知証明書を受領後、事業者は輸出入取引専用の商業銀行口座を開設する必要があります。商品およびサービスに対するすべての越境決済（支払い、受け取りを問わず）は、この指定口座を通じて電子電信送金によってのみ処理されなければなりません。

外国直接投資口座

2023年12月21日、ラオス人民民主共和国中央銀行（BOL）は外資系企業に対する新たな要件を導入しました。これに伴い、ラオスに設立され、外国投資家が株式の10%以上を保有する企業は、ラオスの商業銀行に外国直接投資銀行口座を開設する必要があります。

外国直接投資口座はラオス・キップと外貨の両方で開設でき、投資ライセンスまたは企業登録証明書の受領日から15営業日以内に開設する必要があります。この口座は、資本の輸入、利益の送金、配当、借入金利息など、主要な金融取引に使用されます。

外国直接投資口座は必要なライセンスを取得する前に開設することも可能です。その場合、ラオスへの投資準備を円滑に進めるために活用できます。これには、車両レンタル料、宿泊費、オフィス賃料、会社設立やライセンス取得に関連するコンサルティング料などの現地での支払いを決済するために、外国直接投資口座に資金を振り込むことが含まれます。

外貨建収入の輸入と販売

ラオスは2024年3月7日、物品およびサービスの輸出による外貨建収入の規制を開始し、国内への外貨流入と認可を受けた商業銀行への外貨販売の増加を目指しています。この規制は、物品およびサービスの輸出から得られる外貨建収入の輸入に必要な最低割合と、その期限を定めています。また、ラオスの商業銀行への外貨販売の要件と、販売に必要な最低割合も規定しています。

輸出業者が海外から受け取る代金は、輸出入業務専用の銀行口座への銀行振込によって支払われなければなりません。これらの代金は、売買契約に定められた期限内に、ただし輸出日から 180 日以内に行われなければなりません。さらに、各セクターは、ラオス人民民主共和国中央銀行 (BOL) が定める最低割合と期間に従って、外貨建収入をラオスに送金しなければなりません。

商品およびサービスの輸出業者は、外貨建収入の最低一定割合を国内の商業銀行に販売することが義務付けられています。この外貨両替は、外貨が輸出入専用銀行口座に入金された日から 3 営業日以内に完了する必要があります。適用される為替レートは、取引日の商業銀行の実勢レートによって決定されます。販売すべき外貨の最低割合はセクターによって異なります。鉱業セクターの輸出業者は少なくとも 35%、農業セクターは 30%、電力セクターは 20%、サービスセクターは 20%、その他のセクターは 20%を売却する必要があります。これらの要件は、外貨管理を強化し、国内金融システムにおける流動性を確保するためのラオス人民民主共和国中央銀行の取り組みの一環です。

労働と雇用

ラオスの最低賃金は月額 160 万ラオス・キップ (74 米ドル) で、ラオスの社会保障制度に対する雇用主の拠出金は従業員の給与の 6%に相当します。さらに、製造、事業、およびサービス部門は、月額給与または賃金が 250 万ラオス・キップ (115 米ドル) 未満の、正式な教育資格を持たない非専門職労働者に、最大 90 万 LAK (約 42 米ドル) の生活手当を支払わなければなりません。合計で、これらの労働者は給与と生活費手当の組み合わせで少なくとも 250 万ラオス・キップを受け取る必要があります、つまり、最低賃金 160 万ラオス・キップが支払われる場合、最大 90 万ラオス・キップの手当を受け取る必要があります。すでに月額 250 万ラオス・キップ以上の収入がある労働者は、いかなる手当も受け取る権利がありません。

企業に雇用できる外国人従業員の数は、業務内容によって異なります。肉体労働の場合、外国人従業員の数はラオス人従業員総数の 15%に制限されます。専門業務に従事する外国人技術者の場合、ラオス政府との協定に別段の定めがない限り、この制限は 25%です。

ラオスで働く外国人従業員は、労働許可証を所持している必要があります。許可証を取得するには、雇用主は労働社会福祉省 (Ministry of Labor and Social Welfare) に外国人労働者受け入れ枠の承認を申請する必要があります。その後、雇用主は枠承認から 1 ヶ月以内に労働許可証を申請する必要があります。労働許可証は、外国人従業員のビザと同時に発行されます。外国人従業員は、労働許可証に加えて、公安省 (Ministry of Public Security) が発行する滞在許可証を所持している必要があります。

労働許可証、ビザ、滞在許可証を取得するための合計費用は 362 万ラオス・キップ (168 米ドル) で、毎年更新する必要があります。

ラオスへの投資優遇措置

奨励対象企業に対する優遇措置には、事業活動や所在地に応じた収益税の免除、賃貸料および土地譲渡料の特権、関税の免除、一部の輸入品に対する付加価値税 (VAT) の 0% 評価、国内原材料の使用に対する付加価値税 (VAT) の 0% 評価などが含まれます。

投資促進法は、政府が国内外の投資家に優遇措置を付与する奨励分野の完全なリストを示しています。このリストには、デジタル技術の活用、科学研究開発とイノベーション、飼料製品の製造、有機肥料、クリーン農業、持続可能な観光、教育とスポーツ、病院建設と医薬品製造、公共インフラの開発、越境倉庫システムやドライポート（dry ports）を含む物流・輸送サービス、陸上、海上、航空、鉄道輸送などの分野が含まれています。

ミャンマー

Yuwadee Thean-ngarm

ミャンマーは近年、目覚ましい法制度改、社会改革、経済改革を遂に遂げ、既に外国投資の流入をもたらし、世界の注目を集めています。2016年ミャンマー投資法や2017年ミャンマー会社法といった法律の成立は、政府が市場自由化と外国直接投資（FDI: Foreign Direct Investment）の促進に重点を置いています。

貿易活動を監督する責任機関は商務省（Ministry of Commerce）であり、市場指向型経済への移行に向けた経済改革、特に貿易分野における重要な役割を担っています。この分野におけるもう一つの重要な機関は、新設された投資・外務関係省（Ministry of Investment and Foreign Relations）です。同省は、外国投資の促進と投資家に有利な措置の実施を目的として設立されました。

事業構造

2017年ミャンマー会社法は、会社の設立と登記を規定しています。ミャンマーで設立される事業は、主に有限会社と無限責任会社に分けられます。有限会社はさらに2つの種類に分けられます。1つ目は株式有限会社で、非公開会社（株主数は50名まで）または公開会社（株主数は無制限）です。2つ目は保証有限責任会社です。もう1つの一般的な種類である無限責任会社も、株主数は無制限です。その他、登録可能な法人の種類として、事業組合と海外法人（OC: overseas corporation）があります。

海外法人とは、ミャンマー国外で設立され、ミャンマー会社法に基づいて登記される会社です。有限責任会社とは異なり、海外法人は親会社の延長として運営され、ミャンマーにおける活動に全責任を負います。

外国投資の制限

ミャンマーでは、外国企業や個人による土地所有が認められていないだけでなく、一部の事業への外国人の参入も制限されています。外国人投資家による事業活動は、ミャンマー投資委員会（MIC: Myanmar Investment Commission）通達第15/2017号にすべて列挙されており、鉱物精錬、浅層油井（Shallow oil wells）、観光ガイドサービスといった事業が含まれます。また、ミャンマーの法人または個人と合弁事業を組む外国人投資家のみが参入できる投資活動もいくつかあります。これには、プラスチック製品の製造・販売、動物病院の運営などが含まれます。

利益の送金やその他の資金移動に関しては、10,000米ドル（または他の通貨での相当額）を超える送金または送信には、ミャンマー中央銀行および外国為替監視委員会の承認が必要になります。

最後に、ミャンマーには取締役に関する規定があり、これは外国企業にも関係する可能性があります。外国人取締役の選任については具体的な制限はありませんが、2017 年ミャンマー会社法では、この規定に基づいて設立される会社の場合、取締役の少なくとも 1 人はミャンマーに通常居住している必要があると規定されています。つまり、会社の取締役の 1 人は、暦年内に少なくとも 183 日間ミャンマーに居住している必要があります。

労働と雇用

最新の最低賃金基準は 2018 年に 1 日あたり 4,800 チャット (3.60 米ドル) に設定され、その後、1 日あたり合計 3,000 チャット (0.95 米ドル) の追加手当が支給され、合計最低賃金は 1 日あたり 7,800 チャットとなっています。さらに、雇用主は、各従業員の社会保障負担に加えて、ミャンマーの社会保障制度への拠出金を支払う義務があります。

雇用主は、特別な専門知識を必要としない業務についてはミャンマー国民を雇用しなければなりません。ミャンマー国籍以外の者を専門的な業務に雇用する場合、外国人労働者に対する就労許可制度はまだありません。ただし、ミャンマー投資委員会 (MIC: Myanmar Investment Commission) が認可した投資事業体で働く外国人労働者は、就労のための特定の就労許可とミャンマーでの滞在許可を取得する必要があります。

ミャンマー投資委員会の承認を受けていない事業に従事する外国人従業員は、ビジネスビザに加え、必要に応じて 70 日を超える滞在許可証を取得する必要があります。ビジネスビザの費用は、ビザの種類と期間によって異なりますが、50~600 米ドルです。

ミャンマーへの投資優遇措置

2017 年ミャンマー投資法では、いくつかの分野が奨励されており、ミャンマー投資委員会はこれらの分野で活動する企業に特権を付与する場合があります。これらの分野には、農業および関連サービス、畜産、水産物の養殖・生産などが含まれます。ミャンマー投資委員会の承認を受けたこれらの分野への投資は、投資が所在する地域の状況に応じて、3 年から 7 年間の免税および減税の対象となります。

タイ

Supasit Saypan, Kantima Sakruengngam

歴代政権がタイを外国投資のハブにすることに一貫して注力してきた結果、タイは外国直接投資誘致と企業による事業展開の促進において、地域リーダーとしての地位を確立しました。タイの高度に整備された近代的な法制度も、投資家がタイを東南アジアのビジネスセンターとして認識する理由の一つとなっています。

事業構造

商務省（Ministry of Commerce）は、投資家が設立できる様々な事業形態の登録を監督しています。これらの選択肢には、個人事業、パートナーシップ、有限会社、駐在員事務所、地域事務所、支店、合弁事業が含まれます。

パートナーシップには有限責任パートナーシップと普通パートナーシップがあり、普通パートナーシップは登記済みパートナーシップと未登記パートナーシップ（商務省に登録されたパートナーシップは法人格を有する）に分類されます。これらのパートナーシップの主な違いは、パートナーが負う責任の程度です。普通パートナーシップでは、パートナーは無制限の連帯責任を負います。一方、有限責任パートナーシップ（全員が登記が必要）では、1人または複数のパートナーが無限責任を負い、その他のパートナーは有限責任のみを負います。

有限会社は外国人投資家にとって最も人気のある形態であり、非公開会社と公開会社があります。多くの要件は公開有限会社と非公開有限会社で共通していますが、公開有限会社は株式を一般公開するため、より厳しい規制と監視を受けます。

外国企業がタイに事務所を開設するには、いくつかの選択肢があります。駐在員事務所とは、タイにおいて「国際貿易事業」に従事する外国企業の事務所と定義されます。国際貿易事業とは、本社による仕入先の開拓、仕入商品の確認・検査と本社への助言、本社またはその関連会社に関連するタイにおける様々な事業の報告などの活動を指します。駐在員事務所は営利事業や営利企業に従事することはできません。もう一つの形態は地域事務所で、本社に代わって地域支社と連絡、調整、監督を行うことができます。ただし、駐在員事務所と同様に、地域事務所も収入は本社にのみ依存し、独自の収入を生み出すことはできません。最後に、支店はタイ国内で事業活動を行うために設立することができ、他の事業所と同様の許可要件が適用されます。

単独企業では遂行できない委託プロジェクトにおいては、企業が他の企業と合弁企業（タイでは2社以上の企業が所有する有限会社）を設立することが一般的です。合弁企業はタイ法上、法人格を持ちません。2つの法人間の契約によって設立され、特定のプロジェクトまたは事業のためにのみ存在します。事業を行うことはできますが、登記はできません。ただし、歳入局は合弁企業を法人として扱うため、納税者番号カードとVAT登録（該当する場合）を申請する必要があります。

外国投資の制限

外個人事業法（FBA: Foreign Business Act）は、タイ人以外の出資比率が50%以上であるすべての外国企業に適用されます。外個人事業法は、マスコミ、農業、林業、漁業、土地取引、一部の文化・仏教関連活動など、一部の活動への外国企業の参入を禁止しています。また、内閣の承認を得て商務大臣の許可が必要となる事業も規定されています。ただし、当該事業のタイ人による出資比率は40%以上である必要があります。これには、国家安全保障に関連する事業、芸術・文化（特に伝統文化）に影響を与える事業、天然資源や環境に影響を与える事業が含まれます。3つ目のカテゴリーは、商務省事業開発局長の許可がない限り、外国人の参入が禁止されている事業です。これは、外国企業との競争にまだ備えができていないとみなされる事業で、精米、建築・エンジニアリング・法律サービス、一部の建設事業、仲介・代理業、小売・卸売業、その他のサービス業などが含まれます。

合弁事業に参加する外国企業は、意図する事業が外国事業法で制限されている場合、外国事業ライセンスを取得し、合弁事業のパートナーとして事業を行うためにタイに支社を設立する必要があります。

タイは、東南アジア地域の他の国々と同様に、外国人個人や企業による土地の所有を認めていません（ただし、以下の「タイへの投資優遇措置」のセクションを参照してください）。

労働と雇用 Labor and Employment

タイにおける最低賃金（1日あたり）は、2025年7月1日現在、就労する県によって異なりますが、337～400 タイ・バーツ（10～12 米ドル）です。さらに、雇用主は従業員の毎月の給与の5%に相当する額を社会保障基金に拠出する義務があり、その上限額は750 タイ・バーツ（23 米ドル）です。雇用主は、労働大臣が事業ごとに定める率で、労働者災害補償基金に毎年拠出する義務があります。積立基金が設立される場合、雇用主は従業員1人あたりの拠出額を従業員の給与の2%～15%の範囲で設定し、従業員の拠出率を下回ってはなりません。

タイで働くには、外国人は有効なビザと労働許可証を取得する必要があります。労働許可証は最長2年間（更新可能）有効で、外国人従業員は役職や勤務地の変更にかかわらず、同じ会社に勤務している限り、その労働許可証に基づいて働くことができます。費用はビザと労働許可証の種類と期間によって異なりますが、初期費用は通常 5,000～8,000 タイ・バーツ（155～245 米ドル）です。

タイへの投資優遇措置

タイは、アジアで初めて投資促進法を導入し、税制面と非税制面の両方で優遇措置を提供しています。投資委員会（BOI: Board of Investment）とタイ工業団地公社（IEAT: Industrial Estate Authority of Thailand）は、いずれも特定の業種・地域に設立された企業に様々な特権を付与しています。長年にわたり実施されてきた BOI と IEAT の優遇措置に加え、タイは 2019 年 9 月に税制優遇措置、規制効率化のための措置、人材育成手当、そして外国投資家専用の土地整備といったその他の投資促進規制を含む投資促進パッケージを導入しました。

ベトナム

Doan Ngoc Tran, Tan Nhat Troung Phan

アジアで最も急速に成長している経済の一つとして知られるベトナムにとって、外国直接投資（FDI: Foreign Direct Investment）は経済の礎となっています。2007 年の WTO 加盟、特に CPTPP、EVFTA、RCEP といった複数の自由貿易協定（FTAs: free trade agreements）の締結以降、ベトナムへの外国直接投資は記録的な水準に達しています。これは、巨大な国内市場、競争力のある人件費、そしてインフラ整備の進展といった要因により、投資家がベトナムを活気に満ちた魅力的な事業展開先として一貫して認識しているためです。ベトナムの投資ポテンシャルは、地域における有数の投資機会の一つとして常に高く評価されています。

事業構造

外国投資家は、外国資本 100%の企業として、またはベトナムのパートナーとの合弁企業として、新たな法人を設立することができます。実務的には、事業開始前に投資登録証明書（IRC: investment registration certificate）と企業登録証明書（ERC: enterprise registration certificate）の両方を取得する必要があります。

- 投資家が検討できる事業形態の一つは、一人有限責任会社（single-member limited liability company）です。一人有限責任会社は、株式を持たない単一の所有者を有します。この事業形態は、外国資本の所有に制限がない事業分野にのみ適用されます。
- 複数有限責任会社（MLLC: multiple-member limited liability company）は、外国資本の所有または参加に制限がある事業、または所有者が複数となる事業に適しています。複数有限責任会社は株式を持たず、「定款資本」のみを有し、責任は各メンバーの出資額に限定されます。メンバーの最大数は 50 名です。
- 株式会社は、定款資本が株式と呼ばれる均等な部分に分割されます。株式会社は社債を発行し、ベトナム証券取引所に上場することができます。株主は組織または個人であり、常に少なくとも 3 名の株主がいなければなりません。

外国投資の制限

ベトナムは投資制度の自由化を進めていますが、依然として一定の制限が残っています。土地は国または企業グループに所有されるため、私有地の所有は認められていません。外国企業は、国または工業団地内の開発業者から土地を賃借するか、合弁会社を通じて土地使用権を取得することしかできません。外国投資家は投資登録を行い、追加の制限を遵守する必要があります。これらの制限には、外国資本の制限、事業分野の制限、投資形態の制限、投資活動の範囲、投資家の能力要件、地理的制限、ベトナム人パートナーの最低資格などが含まれます。

禁止分野には、化学物質、鉱物、麻薬物質の取引に加え、その他国家機密に関する活動や疑わしい活動が含まれます。また、「条件付き」分野もあり、外国投資家は特定のサービス（小売、電子商取引、教育、金融、通信、物流など）を提供するためにサプライセンスを取得するなど、一定の条件を満たす必要があります。

外貨建取引は厳しく規制されており、流入に関する規制は流出に関する規制よりも緩やかです。外国人投資家はベトナムに資本を持ち込むことができますが、ベトナム人投資家が海外投資を希望する場合は、ベトナム国家銀行に通知するか、承認を得る必要があります。5,000 米ドルを超える現金を携えてベトナムを出国する者は、出国時にその金額を申告する必要があります。ベトナム政府への納税義務を履行し、かつ全額を納税した外国人は、その収益を母国に送金することができます。

これらの制限に加え、企業には強化されたコンプライアンス義務が課せられます。2025 年 7 月 1 日より、国有企業を除くすべての企業は、実質的支配者（受益所有者）（BO: beneficial owners）を申告する必要があります。実質的所有者とは、最終的に定款資本を所有するか、またはその他の方法で企業を支配する個人と定義されます。実質的所有者申告は、提出された最初の企業登録証明書の修正申請と共に、ライセンス発行機関に提出する必要があります（既に提出済みの場合を除く）。同時に、企業は公安部に電子識別アカウント（e-ID: electronic

identification account) を登録する必要があります。電子識別アカウントは、ライセンス発行機関や税務機関への申請を含む行政手続において、企業の公式デジタル ID として機能するため、企業管理や投資管理の遅延を避けるため、早期の登録が推奨されます。

労働と雇用

ベトナムの基本給は現在 234 万ベトナム・ドン (89 米ドル) ですが、地域別の最低賃金 (月額) は地域によって 345 万ベトナム・ドンから 496 万ベトナム・ドン (131 米ドルから 188 米ドル) の範囲です。雇用主は、給与に加えて、社会保険、健康保険、失業保険への拠出義務があり、これらを合わせると雇用コストの大きな部分を占めます。

保険料は雇用主と従業員で分担され、従業員の月額給与の割合として計算されます。この計算に使用される月額給与は、社会保険と健康保険については基本給の 20 倍、失業保険については地域最低賃金の 20 倍が上限となります。

ベトナム人労働者の場合、雇用主は給与の 17.5%を社会保険料、1%を失業保険料、3%を健康保険に拠出します。一方、労働者は社会保険料 8%、1%を失業保険料、1.5%を健康保険に拠出します。合計すると、雇用主負担分は給与の 21.5%、労働者負担分は 10.5%となります。

外国人従業員の場合、社会保険と健康保険の拠出枠はベトナム人従業員と同じですが、失業保険は除外されます。そのため、外国人従業員の法定拠出額は、雇用主が給与の 20.5%、従業員が 9.5%となり、どちらも失業保険基金への拠出義務がないため、ベトナム人従業員よりもわずかに低くなります。

ベトナムで外国人労働者を雇用するには許可が必要であり、当局は申請の承認・不承認に関して極めて広範な裁量権を有しています。しかしながら、企業が最低限の人数の現地従業員を雇用しなければならないという法的義務はありません。一般的に、外国人労働者は雇用開始前に労働許可証を取得し、ベトナムに合法的に滞在・就労できるビザまたは一時滞在許可証を取得する必要があります。ただし、企業内転勤者、30 日未満連続勤務する外国人専門家、および取締役など、一定の例外が適用されます。

労働許可証とビザの初期費用は、通常平均 3,013,500 ベトナム・ドン (約 115 米ドル) 程度です。労働許可証の料金は申請地域によって異なり、ビザの料金はビザの種類と期間によって異なります。

ベトナムへの投資優遇措置

特定の地域および産業、ならびにハイテク、科学技術、またはテクノロジー分野の企業または組織を対象とした優遇措置が利用可能です。総投資額が 6 兆ベトナム・ドン (約 2 億 2,800 万米ドル) 以上、または 3,000 人以上の従業員を雇用するプロジェクトは、特別優遇措置の対象となる場合があります。優遇措置には通常、法人所得税の減免、一部輸入品に対する関税の免除、土地使用税および土地使用料の減免などが含まれます。

対応措置

管轄地域に関わらず、起業家や投資家は、事業が法令を完全に遵守し、自由に事業を展開できる体制を整えるために、常に現地の支援を求めるべきです。また、その国で事業を展開するための一般的な規則や規制を理解するために時間をかけるべきです。これらの要件を熟知することで、戦略を立案し、効率的に行動を起こし、不必要的コンプライアンス違反のリスクを回避できるようになります。

Tilleke & Gibbins は、各国においてビジネス法務の専門家として、新規投資家の皆様がリソースを効率的かつ戦略的に配分できるようサポートいたします。東南アジア全域への事業拡大を目指す場合でも、特定の国への事業移転を目指す場合でも、Tilleke & Gibbins の経験と現地の知見を活かし、市場参入プロセスを円滑に進め、遅滞なく事業を開始できるようサポートいたします。

著者

カンボジア

Jay Cohen jay.c@tilleke.com
Nitikar Nith nitikar.n@tilleke.com

ラオス

Prisna Sungwanna prisna.s@tilleke.com
Naiyane Xaechao naiyane.x@tilleke.com

ミャンマー

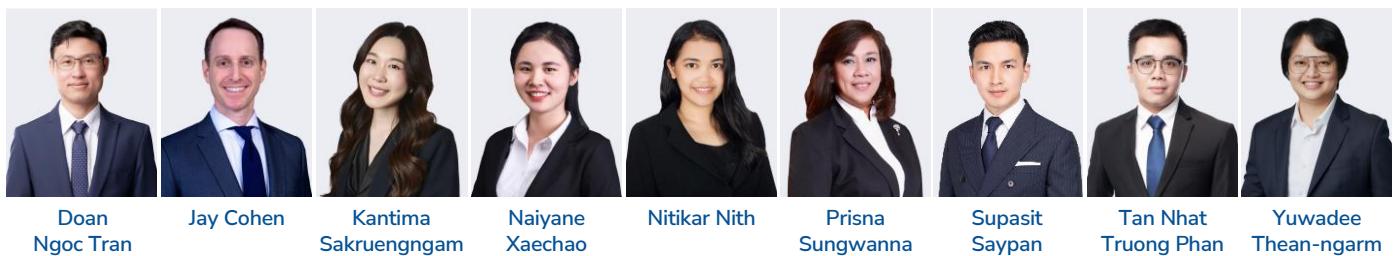
Yuwadee Thean-ngarm yuwadee.t@tilleke.com

タイ

Kantima Sakruengngam kantima.s@tilleke.com
Supasit Saypan supasit.s@tilleke.com

ベトナム

Doan Ngoc Tran doan.t@tilleke.com
Tan Nhat Truong Phan tan.p@tilleke.com



Doan
Ngoc Tran

Jay Cohen

Kantima
Sakruengngam

Naiyane
Xaechao

Nitikar Nith

Prisna
Sungwanna

Supasit
Saypan

Tan Nhat
Truong Phan

Yuwadee
Thean-ngarm

www.tilleke.com